

寒川町教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年2月21日

寒川町教育委員会

寒川町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

寒川町教育委員会公印規程(昭和52年寒川町教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び学校以外の教育機関」を削る。

別表中寒川町民センター館長印の項から寒川総合図書館長印の項までを削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。